

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方(対応方針)

「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)」(素案)

No	該当箇所	意見内容	意見数	意見に対する県の考え方
1	10 交通事故の防止のための措置等	<p>県民が交通事故に遭わないことが一番大切だと思うので、「昼夜を問わず前照灯の点灯」を努力義務に加えてほしい。(現状を見ても県民に浸透していないため改めて県民に周知と理解を求める。)</p>	1	<p>【その他】 夜間の前照灯点灯については、道路交通法において義務とされており、遵守が徹底されるよう啓発して参ります。 一方、昼間の前照灯点灯については、安全性の向上に寄与するか検証が行われていない現状であり、努力義務とすることについては、十分な検討が必要と考えられます。</p>
2	13 自転車損害賠償責任保険等への加入	<p>自転車保険の加入義務化に反対。 自転車の保有数の多い家庭や事業者や経済的に貧しい人達に負担を増やすだけで、1台1台に保険に入らせて負担を強いるのは酷い。 私も自転車を利用する事業者にいたことがあったが、既に保険で保障されているにも関わらず二重に台数分の負担をさせるのは反対。 自転車保険にするか違う方法にするか自分達で決めさせてほしい。</p>	1	<p>【その他】 本条例で定める自転車損害賠償責任保険等には、個人向けと事業者向けがあり、個人向けには、自転車利用者向け保険(いわゆる自転車保険)のほかにも、自動車保険や火災保険等の特約で付帯した保険やクレジットカードに付帯した保険などがあり、事業者向けには施設賠償責任保険などがあります。さらに、自転車の車体1台ごとに付帯したTSマーク付帯保険など様々な種類があります。 条例による加入義務化は、自転車利用者向け保険だけに特化した加入義務ではなく、様々な種類の中から自ら選択いただくものであり、二重加入を強いるものではありません。</p>